**＜事例２＞**

**＜地裁判決の検討＞**

放送受信契約は、「NHKの放送を視聴しているかどうかとは関係なく、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約をしなければならない」という特殊な負担金に関する締約強制契約という片務契約である。片務契約の場合には、取引の相手方にのみ利益があるので、契約を結んだ夫婦の一方にのみ責任を負わせるだけで、日常家事であるとして他方に共同責任を負わせる必要はない。同時に、片務契約である放送受信契約が放送法32条によって締結を強制される点も、締結行為をしなかった者にまで共同責任を広げなくてよい。そして民法761条が第三者を保護するのは、双務契約である場合であり、契約当事者に対価関係のない片務契約である場合には、本条の適用はない。そして本件では、放送受信契約締結に関する代理権がAに授与されていないこと、放送受信契約は対価関係のない片務契約なので、表見代理が成立しないこと、Bによる追認の事実もないので、放送受信契約の効力がBに及ばない。

また放送受信契約が日常家事に含まれるかが問題となるが、テレビを見ることは、現代生活の中で重要な位置を占めているが、夫婦の在り方も多種多様となっており、夫婦の役割分担も昔のように画一的なものではなくなってきているとすると、民法761条を放送受信契約に適用すべきではない。